

2024 年全日本カート選手権 EV 部門 特別規則書

公示

本選手権競技会は、一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という）の公認のもとに FIA 国際モータースポーツ競技規則／国際カート規則およびその付則に準拠した JAF 国内競技規則、JAF 国内カート競技規則、およびその細則、2024 年日本カート選手権規定、2024 年 JAF 全日本・ジュニア選手権統一規則、および本大会特別規則に従って開催される。

第 1 章 競技会開催に関する事項

第 1 条 競技会の名称

2024 年 全日本カート選手権 EV 部門

第 2 条 競技の種目、クラス区分と格式

- 種目 : スプリントレース
- 区別・格式 : 【国内格式】全日本カート選手権 EV 部門

第 3 条 開催日・主催・開催場所

	開催日	開催場所	オーガナイザー、事務局
Round 1	6月15日～16日	スポーツランド SUGO 国際西コース	菅生スポーツクラブ
Round 2	6月15日～16日	スポーツランド SUGO 国際西コース	菅生スポーツクラブ
Round 3	7月15日	シティーサーキット東京ベイ (CCTB)	レーシングチームあかつき
Round 4	9月23日	シティーサーキット東京ベイ (CCTB)	レーシングチームあかつき
Round 5	11月24日	シティーサーキット東京ベイ (CCTB)	レーシングチームあかつき

第 4 条 規定周回数

公式プログラムに記載

第 5 条 大会総合事務局・大会主催事務局

大会総合事務局

株式会社トムス モビリティ事業本部 選手権事業部

TEL: 03-6380-7799

第 6 条 大会役員および競技役員

公式プログラムに記載

第 7 条 決勝出走台数

最大 14 台

第2章 競技会参加に関する事項

第8条 参加資格

ドライバー参加資格

ライセンス： JAF 国内セニア A 以上または国際 E および国際 F ドライバーライセンス所持者

※ 日本国外で上記と同等のライセンスを保持している場合や、JAF が特例で全日本カート選手権への出場を認めている場合など、大会総合事務局が適格と認めるドライバーについては、特別にエントリーを認めることとする。

第9条 エントリー受付

1. エントリーの受付期間

競技会開催日の2カ月前から3週間前までとする。

2. エントリー方法

CCTB ラウンド 郵送又は web エントリー

SUGO ラウンド web エントリーのみ

3. エントリー代

CCTB ラウンド ￥56,000 事務手数料 ￥3,500

SUGO ラウンド ￥56,000 メカニック登録料 ￥3,500

4. 決済方法

CCTB ラウンド 口座振込又は web 決済

SUGO ラウンド コンビニ決済又は web 決済

第10条 参加受付、公式通知

1. 選手受付、公式スケジュールは、公式通知にて示す。
2. 本規則に記載されていない競技運営に関する実施細目および参加者に対する指示事項は、公式通知で示す。
3. 公式通知は、ホームページ内、会場掲示板にて掲示される。

第3章 車両に関する事項

第11条 使用車両

競技に使用する車両は、株式会社トムスが用意したものをを使用すること。

事故、故障等により使用する車両が使用不能になった場合、主催者が認めた場合に限り、車両もしくは、パワーユニットを交換する事が出来る。

交換が必要な場合（主催者が認めた場合に限る）、交換申請書と事務局手数料 ￥3,300 を大会事務局に提出すること。

車両もしくはパワーユニットを交換した場合は、交換した次のヒートは最後尾とする。

（交換の申請が複数名いた場合は、交換申請提出の早い順とする。）

ただし、走行不能状態が予備の車両台数を超えた場合はリタイヤとする。

使用する車両の部品、車両の加工等については、一部、調整可能範囲を設ける。調整可能範囲については、大会公式通知に記載する。

ペダル位置、ステアリング位置の調整では補えない場合に限り、シート位置の変更、ジュニアペダルの取り付けを認める。ただしトムスが認めた場合に限る。

パワーユニット：一切の部品の変更、加工は禁止する。

タイヤ：主催者から配布された物のみを使用可能とする。

(練習走行で使用するタイヤ、レインタイヤも含まれる)

モーター・バッテリー：モーター1個、バッテリー2個とし、毎レース抽選により決定する。

第12条 公式車検について

車両はすべて株式会社トムスにて保管されている為、オフィシャルが保管場所に出向いて公式車検を行う。

第13条 重量

最低重量は198 kgとする

第14条 車両検査

走行後に重量測定、フロントフェアリングの検査を行う。

第4章 競技に関する事項

第15条 レースフォーマット (SUGO ラウンド)

1. タイムトライアル

走行順は、抽選にて行う。

2周計測にて、ファーストタイムを第1戦目、セカンドタイムを第2戦目の決勝ヒートのグリッドポジションとする。

同タイムの場合は、出走順が早い方が先着とする。

第16条 レースフォーマット (CCTB ラウンド)

1. タイムトライアル

走行順は、抽選にて行う。

1周計測にて、予選ヒートのグリッドポジション、グループを決める。

同タイムの場合は、出走順が早い方が先着とする。タイムトライアルの結果により下表の示すグループに分ける。

1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位
A	B	C	D	A	B	C
8位	9位	10位	11位	12位	13位	14位
D	A	B	C	D	A	B

2. 予選ヒート

A、B、C、D4グループ総当たり戦で予選ヒートを行う。予選ヒートの出走順は、①A×B・C×D、②A×C・B×D、③A×D・B×Cの順とする。

予選ヒートの順位に下表の示すポイントが加算される。

1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
10	9	8	7	6	5	4	3	2	1

全ての予選終了後、ポイント数を集計し、ポイント数の多い順に予選結果を決める。

ポイント数が同ポイントの場合は、各予選結果順位の上位順、タイムトライアルの上位順の順番で決める。

3. 決勝ヒート

第1戦第2戦のSUGOラウンドは全車出走とする。

第3戦以降CTTBラウンドは予選上位6名が決勝に出走する。

出走順は予選ヒートのポイント上位順とする。

第17条 スタート進行

スタンディングスタート方式で行う。

- (1) 信号灯によるスタンディングスタートを採用する。「JAF国内カート競技規則 細則カート競技会運営に関する規定第28条」に従う。
- (2) ドライバーはグリッドに、手押しで車両をつける。
- (3) 合図により、1周のフォーメーションラップを行い、コース上のグリッドに着く。
その際にポールポジションの位置にオフィシャルが赤旗を頭上に掲げて立っている。
- (4) フォーメーションラップ終了後、全車グリッドに着き先頭のオフィシャルが赤旗を上に掲げたままコース外に出て赤旗を下げた時点でレッドライトが点灯し、3～5秒後にレッドライト消灯でスタートとなる。
- (5) スターティンググリッドにてスタートできないドライバーは両手を頭上に高く挙げ後方のドライバーに知らせなければならない。
- (6) スタートができなかったドライバーは全車スタート後、ピットロードに車両を移動し、ピットクルーの援助によりスタートする事が出来る。ただし、コースインについてはオフィシャルの指示に従うものとする。

第5章 成績および章典に関する事項

第18条 正賞および副賞

正賞および副賞は以下の通り

全日本カート選手権EV部門	1位～3位	正賞および副賞
---------------	-------	---------

第19条 得点基準

本選手権競技会のドライバーに与えられる得点は下表を適用する。

ただし、失格者および不出走者には与えられない。

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位
得点	25	22	20	18	16	15	14

競技会出走台数（決勝ヒート出走台数）に応じ下表の通り得点の対象となる順位が制限される。

出走台数	8～9台	10～11台	12～13台	14～15台
得点対象順位	4位まで	5位まで	6位まで	7位まで

第20条 シリーズポイント

各レースで取得した得点のうち、高い得点の4レースの合計得点により決定する。

同ポイントの場合は下記に従い順位を決定する。

1. 上位入賞回数が多い順
2. 上記1. も同じの場合、Round5の上位順を基に順位を決定する。

第6章 広告に関する事項

第21条 広告

下記内容の広告を車体に表示する事は出来ない。車体に表示する内容はトムスが権限を持ち、ドライバーはこれを拒否する事は出来ない。

1. 公序良俗に反するもの。
2. 政治・宗教に関連したもの。
3. 本競技会に関するスポンサーと競合するもの。

第7章 肖像権に関する事項

第22条 肖像権

ドライバー及びピットクルーの肖像権及びその参加車両の音声、写真、映像など報道要員の放送、出版に関する権限を主催者が有し、この権限を第三者が使用する事を許可する事ができる。

第8章 その他の一般事項

第23条 競技会の延期、中止および取止め

「JAF国内カート競技規則カート競技会組織に関する規定」第1章 第6条に基づき、主催者は大会審査委員会の承認を得て、大会を延期、中止または取り止めることができる。競技会が中止、取止め、または24時間以上延期される場合は、エントリーフィーは保険料を除き返還される。ただし、天災地変の場合はこの限りではない。

第24条 損害の補償

参加者は参加車両及びその付属品並びに、コース及び主催者の施設、機材、器具に対する損害の保証、責任を負うものとする。コースの所有者、大会総合事務局および大会役員は一切の補償責任を負わないものとする。

第25条 負傷時の受診義務

大会期間中負傷した場合、指定の病院又は医務室にて診断を受けなければならない。受診していない場合、保険の適用から除外される場合がある。指定の病院は公式通知に示す。

第26条 ドライバー及びピット要員の遵守事項

ドライバー及びピット要員は本統一規則の下で開催される競技会中に生じた事態について、コースの所有者、大会総合事務局及び競技役員に対していかなる責任も追及しないこと。また、ドライバー及びピット要員が、スポーツマンらしからぬ行為、不謹慎な言葉遣い、あるいは競技を妨害する行為をとった場合、当該競技会失格とする。

第27条 誓約書の署名

ドライバー、ピット要員は、参加申込用紙に記載された誓約文に署名捺印しなければならない。

第28条 本規則書の解釈

本統一規則並びに競技の細則に関する解釈に疑義が生じた場合は、大会審査委員会の決定を最終的なものとみなす。

第29条 本規則書に記載されていない事項

本規則に記載されていない事項については、F I A国際モータースポーツ競技規則と国際カート規則、それに準拠したJ A F国内競技規則、J A F国内カート競技規則とその細則に準拠する。